※ 農業集落農地動態調査 ※

青森県八戸市西十日市部落

田 辺 良 則

第1節　調査部落とその農業の概要
1. 調査部落の概要
2. 調査部落の農業概要
第2節　農業経営規模の変動
第3節　農業経営規模の変動要因
1. 自小作別構成の変化
2. 農業労働力構成の変化
3, 兼業化
4. 農業機械化と生産組織
5. 集約作物への転換
6. 土地移動
むすび

第一節　調査部落とその農業の概要

1. 調査部落の概要

調査部落は、八戸市大字大館字西十日市であるが、昭和33年の合併までは、八戸市の西南に新井田川を隔てて隣接する大館村の字西十日市であった。

旧大館村地域は、古生層の台地・丘陵地をなし、洪積統によっておおわれ、その上を火山灰に厚くあるいは薄く被覆されている。

この地域の気候は、夏季に「ヤマセ」とよばれる冷たい偏東風が太平洋から吹きよせ、しばしば農作物に冷害を与えているが、冬季に積雪少なく、好天が続き、日照時間も多いので、冬ものおよび早春ものの野菜・果菜など施設園芸発達の条件となっている。

西十日市の交通条件は、八戸市街地の南東の入口において国道45号線から分岐して南下する久慈街道（県道）が部落の東端を走っているので、これによれば、部落中央から市街地中央まで約3㎞、最寄の国鉄八戸線本八戸駅まで3.5㎞、東北本線八戸駅まで9㎞、この久慈街道を是川(これかわ)団地行きのバスが走っているので、バスの便はよい。なお、八戸駅は、東京駅まで約650㎞、青森駅まで100㎞にある。

西十日市の総世帯数34、このうち農家世帯数29で純農村であるが、農家が兼営する食品雑貨店が1、プロパンガスの営業所と倉庫が各1、鉄工所が1と、公害をともなって発展してきた新産都市八戸による都市化の影響が急速に増大しつつあり、部落の南西に是川団地が造成されたので、この住宅団地と八戸市街地の中間にある当部落の住宅地化は時間の問題となってきている。現に橋一つ隔てた新井田川の対岸は住宅建築が急ピッチで進行しており、前記の商店や営業所なども、部落の入口附近に集中しており、次第に部落内部に向かって拡大しようとする勢を示しているのである。ま

た、後に述べるように、部落内農家の次・三男で、八戸市内に通勤する者が独立して世帯を構える場合、宅地または菜園つき宅地を贈与されて家を建てることが多いので、従来は市街地に近い部落外の持ち地がこれに当てられていたが、その枯渇とともに部落内の耕地に移ることになる。既に、11番農家がそうである。

調査部落＝西十日市の位置

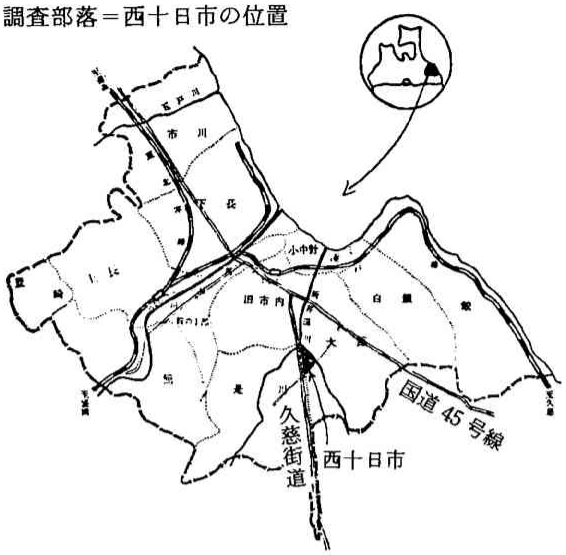

2. 調査部落の農業概要

西十日市部落は、青森県南部畑作地帯に普通に見られる純農村であった。

すなわち、昭和30年においても、部落の総世帯数32世帯中30世帯までが農家であり、農家の半分は専業農家で、兼業農家もその大半が第1種兼業であり、第2種兼業は4戸にすぎなかった。そして、農家1戸当たり平均耕作面積は2ha、うち畑1.6ha、水田0.4ha、樹園地0.1haで、耕作規模は比較的大きい。しかし、水田があっても収量が低く、畑もまた小麦・大豆・ひえが中心で、麦や豆やひえしか作れないといわれかねない「やませ」の吹く火山灰地で、低生産力地の故に大きく耕作しているというのが実状であった。

この純農村が、高度経済成長期にはいってから、大きく変貌する。兼業化、農業労働力の老令化・女子化、農業機械化、作目の変化等の著しい進行については、純農村一般の、そしてまた南部畑作地帯一般の傾向と変わらないが、その変化の内容と経営耕地面積規模の零細化、それにも勝る作付面積規模の零細化とは、純農村の変化というより、近郊農村のそれである。

兼業内容については、東北地方に著しい出稼ぎ兼業が全くなく、人夫・日雇いが若干ある程度で、大半が恒常的な職員勤務や賃労働であり、近郊農村的恒常的通勤兼業なのである。

経営耕地面積規模と作付面積規模の零細化については、1戸当たり平均耕地面積が昭和30年の2haから1.5haに、作付面積が2haから1.2haに縮小しているのである。そして、作付内容も、米作面積規模についてはほとんど変化がなく、麦・豆・ひえの縮小、殊に麦とひえの全廃、野菜作への集中が特徴的に現われており、この麦・豆・ひえの粗放的「大規模畑作」から造田ブームを飛び越して、大量の耕作放棄地を出しながら集約的な野菜作に集中する点、純農村一般とも南部畑作地帯一般とも異る近郊農村的変化を遂げつつあるといえよう。

以下、こうした調査部落の農業構造の変化について、耕地の保有と利用の変化を軸に、検討することとする。

第2節　農業経営規模の変動

西十日市部落における農業経営規模の変動は、

耕地面積規模と作付面積規模と農業収入規模について、少なくとも把握されなければならないが、今次調査は農業収入については行なわなかった。

総農家数は昭和20年の28戸から30年の30戸を経て50年の29戸へと１～２戸の変動が見られるだけであるが、経営耕地面積規模別農家数は、昭和30年から50年の間に、150～200ａ層にあったモード層が100～150ａ層に１階層下降し、これを中心に、全体として零細化が進行し、200ａ以上層の著しい減少が目立つ。すなわち、200ａ以上層は13戸から６戸に半減しているのである。

これを、作付面積規模別でみると、零細化は一層顕著である。すなわち、200ａ～250ａ層にあったモード層が100～150ａ層に２階層下降し、50ａから200ａの間に29戸中27戸まで集中し、19戸もあった200ａ以上層が全く姿を消してしまったのである。（表１、附表１）

耕地規模の零細化を著しく上回る作付規模の一層の零細化、この乖離は耕地の遊休化の著しい進行を意味する。

食糧難時代が去って、「もはや戦後ではない」昭和30年当時でも、この部落の61haの田畑はいずれも経営耕地の100％が作付けされていたのであるが、50年には、田で86％、畑で74％、平均78％が作付けされるにすぎず、いわば田の14％、畑の26％、平均26％の耕地が遊休化するにいたったのである。経営耕地が部落全体では17ha、28％も減少している上に、多くの耕地が遊休化しているのである。

西十日市部落の耕地規模・作付規模の零細化の状況を、１戸当たり平均で示すと次のようになる。すなわち、昭和30年の１戸平均は耕地面積も作付面積も200ａを若干上回るものであったが、50年には耕地面積は152ａ、52ａ＝26％の減少、作付面積は118ａ、88ａ＝43％の減少である。そして、この減少の中実はほとんど畑である。(表2、附表1)

そこで、この農業経営規模零細化の要因は何かが解明されなければならない。

表１　経営耕地規模別・作付面積規模別農家数の推移

	経営耕地規模別								作付面積規模別	
	実数（戸）				割合（％）				実数（戸）	
	昭30	35	45	50	昭30	35	45	50	昭30	50
総農家数	28	30	29	29	100	100	100	100	30	29
50ａ未満	2	3	2	2	7.1	10.0	6.9	6.9	4	2
50～100	3	3	4	4	10.7	10.0	13.8	13.8	2	7
100～150	2	3	5	8	7.1	10.0	17.2	27.6	1	13
150～200	8	11	10	9	28.6	36.7	34.5	31.0	4	7
200～250	8	4	6	4	28.6	13.3	20.7	13.8	8	－
250～300	2	3	2	2	7.1	10.0	6.9	6.9	7	－
300～350	2	2	－	－	7.1	6.7	－	－	2	－
350ａ以上	1	1	－	－	3.6	3.3	－	－	2	－

表2　経営耕地面積と作付面積との乖離

		昭和30年（A）			昭和50年（B）			減少面積（A－B）			減少率（$\frac{A-B}{A}$）		
		田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
部落計	経営耕地面積(a)	1,230.0	4,880.0	6,110.0	1,412.8	2,982.5	4,395.3	△182.8	1,897.5	1,714.7	△ 14.9	38.9	28.1
	作付面積(a)	1,282.3	4,884.7	6,167.0	1,210.0	2,207.7	3,417.7	72.3	2,677.0	2,749.3	5.6	54.8	44.6
一戸当り	経営耕地面積(a)	41.0	162.7	203.7	48.7	102.8	151.6	△ 7.7	59.9	52.1	△ 18.8	36.8	25.6
	作付面積(a)	42.7	162.8	205.6	41.7	76.1	117.8	1.7	86.7	87.8	4.0	53.3	42.7
耕地利用率(%)		104.3	100.1	100.9	85.6	74.0	77.8						

注：水田裏作のないこの地で水田の「耕地利用率」が100%を超えるのは理解に苦しむところであるが、開田が進んだための名目と実態の差かも知れない。畑の場合は、秋蒔小麦の収穫後に野菜が作付けられることが多い。

第3節　経営規模の変動要因

1. 自小作別構成の変化

昭和20年当時、1ha以上の貸付耕地をもつ耕作地主2戸、自作農9戸、自小作農3戸、小作農4戸という構成で、A姓の農家7戸、B姓とC姓の農家各6戸、D姓の農家3戸、姓毎に本家分家関係をなし、それぞれの本家筋が貸付耕地を多少とも所有して、分家筋またはその他の農家に貸付けている。A、B両巻（まき）の巻頭（まきがしら）的な11番農家と1番農家が1ha以上の貸付耕地をもつ耕作地主であり、若干の浮沈はあっても、家の年輪がそのまま耕地所有の大きさを示していた。

もちろん、部落内外の地主―小作関係もあって、部落内農家の関係した農地改革は次のような状況であった。

昭. 20. 11. 23現在の
- 貸付農地　933.6 a
- 借入農地　1,164.3
- 差　引　△230.7

農地改革で
- 売渡しまたは物納した農地　288.9 a
- 売渡しを受けた農地　655.4
- 差　引　△366.5

これは、部落内農家の部落外地主からの解放農地が366.5 a以上あって、部落内地主からのそれよりも多いことを示している。

1番農家の場合、当時433.2 aを自作し、203.6 aを貸付けて、所有耕地は合計636.7 aであったが、同族間の小作関係を通じて、そっくりそのまま解放から温存された。部落ではもっとも大きい土地所有者であった11番農家の場合は、自作地227.5 a、貸付地483.2 a、合計710.7 aであったが、最大の小作人が当主の従弟で、当主が兵役中の後見人であり、農地解放に積極的でありえたので、288.9 aが解放されている。なお、この11番農家は、農地改革に際して、70ないし80 aを姉名義として、このほかに温存した。

こうして、農地改革においても、なお貸付地の温存があったが、そして、いまもなお、同族間においては、地主側の要求による貸付地引上げの場合にも、離作料は支払われないのが普通であるが、同族外の旧小作農が簡裁において、地主側の土地売却にともなう貸付地引上げに対して、売価の3分の1の離作料を獲得するケースも現われ、自小作別構成の変化とともに、地主―小作関係にも内容的変化が進んでいる。

この部落においては、昭和30年以降、農地改革時に匹敵する小作地の移動があり、小作農と小自

作農は完全に姿を消し、地主も1戸は僅かに25.7aの貸付地と146.9aの自作地を有する中以下の自作農に転落し、大半の23戸が自作農に、5戸が自小作農として、僅かに地主—小作関係をとどめているにすぎない。（表3）

表3　自小作別農家数の推移

	地主	自作農	自小作農	小自作農	小作農	計
昭20	2	9	10	3	4	28
25	2	13	11	1	1	28
30	2	15	10	1	2	30
50	1	23	5	−	−	29

注：地主は貸付農地1ha以上のもの。

広範な遊休耕地が現われるにいたった段階では、農業的には小作地の意義は大きく後退したとみるべきで、将来、転用地として地主が売却するとき、離作料を要求する意思と積極性を持ち合わせないとすれば、10a1万円程度の小作料を負担してまで、小作地を維持する必要がなくなっているのである。

2.　農業労働力構成の変化

農業生産の主体的な労働力についても、その構成が大きく変化しているのであるが、まず農家世帯員の変化をみると、まだ過剰人口問題が農村問題の一中心であった昭和30年現在の1戸平均男3.9人、女4.4人、計8.3人から、50年の男女各2.6人、計5.2人、男1.3人、女1.8人、計3.1人の減少である。（表4）

表4　農家世帯員の変動（1戸当たり、人）

男女別	昭和47年の経営耕地規模	昭和30年の世帯員総数	減少			増加			昭和50年の世帯員総数
			死亡	職業移動の転出	その他の転出	出生	職業移動の転入	その他の転入	
男	50a未満	5.0		2.0		2.0			5.0
	50～100	3.2	0.3	1.3	0.3	0.7			2.0
	100～150	3.6	0.4	1.3	0.9	0.9		0.1	2.0
	150～200	4.2	1.0	1.3	0.4	0.8		0.1	2.3
	200～250	3.8		1.0	0.3	0.8			3.3
	250～300	4.5	0.5	1.5		1.5			4.0
女	50a未満	5.0	1.0	1.0	2.0				1.0
	50～100	3.3	0.3		2.0	2.0		0.7	3.7
	100～150	4.4	0.4	0.1	2.1	0.9		0.1	2.8
	150～200	4.8	0.6		2.6	0.4		0.6	2.7
	200～250	4.5	1.0	0.3	2.0	0.5		0.3	2.0
	250～300	3.5	2.0		0.5	1.0		0.5	2.5
計	50a未満	10.0	1.0	3.0	2.0	2.0			6.0
	50～100	6.5	0.6	1.3	2.3	2.7		0.7	5.7
	100～150	8.0	0.8	1.4	3.0	1.8		0.2	4.8
	150～200	9.0	1.6	1.3	3.0	1.2		0.7	5.0
	200～250	8.3	1.0	1.3	2.3	1.3		0.3	5.3
	250～300	8.0	2.5	1.5	0.5	2.5		0.5	6.5
	男	3.9	0.5	1.3	0.5	0.9		0.1	2.6
	女	4.4	0.7	0.1	2.1	0.8		0.3	2.6
	計	8.3	1.2	1.4	2.6	1.7		0.4	5.2

30年頃は、まだ家父長制的色彩が濃厚で、結婚した次三男を夫婦とも自家農業労働力として包摂するケースが多かった。1番農家の場合、結婚した弟夫婦を13年間自家労働力とした後、昭和28年に田35a、畑45aを与えて分家させ、さらにその弟を結婚後14年間自家労働力とした後、田20a、畑23aを与えて36年に分家させている。11番農家も、弟夫婦を14年間手伝わせた後、35年に田13a、畑63aを与えて分家させている。以上は旧地主の場合であるが、一般農家の場合も、独立して転出する機会を得るまで、生家の農業を手伝うか生家から通勤するのが普通で、たとえば、自小作農の21番農家は、30年において28才の三男と24才の四男をかかえている。この「独立して転出する機会」というのは、恒常的職業への就職（殊に勤務地が通勤圏外にある場合）・結婚などであるが、恒常的職業をもち結婚してもなお、生家にとどまっている場合もある。たとえば、自作農の15番農家は、大工の三男が結婚して1年間自家農業を手伝っている。

しかし、50年現在では、次三男など傍系家族が結婚後もなお生家にとどまるなどということは、旧地主を含めて、全くなくなり、通勤圏内にある場合でも、恒常的な就職の後は、結婚して「世帯をもつ」まで待つということなく、早々と転出して独立するのが普通となった。1番農家における27才の三男は例外的存在となっている。

以上は、産児調節とともに、農家世帯員減少の大きな理由であるが、このような世帯員構成の変化と後にみるような兼業化の進行によって、農業従事者の構成もまた大きく変化した。

世帯員の農業従事程度別の変化をみると、23才以下の青年労働力が、部落全体で30年には農業従事日数60～149日＝10人、150日以上＝22人もいたのに、50年には59日以下の農繁期における手伝い程度の14人がいるだけで、60日以上は皆無である。25～59才層においても、30年には150日以上が男女ほぼ同数で合計73人いたが、50年には半減して38人となり、男女比も15対23となって著しく女子化している。60才以上層となると、150日以上の農業従事者数が長寿化傾向を反映して、30年の6人から50年の10人に増加し、男女比も男子が圧倒的に優勢である。

以上は、青壮年労働力の農業からの流出、壮年農業労働力の女子化および農業労働力の老令化として特徴づけられるのであるが、25～59才層における150日以上の農業従事者の女子化については150a未満層において顕著である。（表5）

農業労働力流出は2つの形態で行なわれ、既にみたような世帯員の減少に現われる離村流出と兼業化としての在村流出とがある。（出稼ぎについては、一時的な離村流出ではあるが、この部落には存在しない。）そこで、農業労働力の在村流出すなわち兼業化についてみることにする。

3. 兼業化

専業農家は、昭和30年の15戸から40年および50年の3戸へと5分の1になり、第1種兼業農家が40年頃まで増加してその後減少に転じ、第2種兼業農家が一貫して増加し12戸、41%となった。まだ第1種兼業農家が14戸、48%で首位にあるが、間もなく第2種兼業農家にとってかわられるであろう。（表6）

兼業化の内容を、兼業従事者を世帯内地位別および兼業種類別にみると、次のようになる。

第1種兼業の場合、世帯主かあとつぎがともに兼業に従事している農家は存在しないが、世帯主兼業2戸、あとつぎ兼業5戸、その他兼業6戸、第1種兼業でも過半が世帯主があとつぎの兼業である。第2種兼業の場合は、世帯主・あとつぎとも兼業従事が2戸、世帯主兼業とあとつぎ兼業が各5戸で、すべて世帯における中心的な働き手が

表5　農業従事程度別世帯員数の変動（昭、30～50）

			～24才			25～59才			60才～		
			農業従事日数			農業従事日数			農業従事日数		
			日～59	日60～149	日150～	日～59	日60～149	日150～	日～59	日60～149	日150～
昭、30（30戸）		男	1	5	8		2	35	1	3	4
		女		5	14		1	38		1	2
		計	1	10	22		3	73	1	4	6
昭、50（29戸）		男	8			12	5	15		2	6
		女	6			3	5	23	4	5	4
		計	14			15	10	38	4	7	10
昭30	150a未満	男	1	2	1			6			
		女		1	1			8			
	150a以上	男		3	7		2	29		3	4
		女		4	13		1	30	1	1	2
昭50	150a未満	男	3			6	4	3		2	1
		女	5			1	3	10	2	2	1
	150a以上	男	5			6	1	12			5
		女	1			2	2	13	2	3	3

表6　専兼業別農家構成の推移

		実数				割合（%）			
		昭25	30	40	50	昭25	30	40	50
総農家数		28	30	30	29	100	100	100	100
専兼業別	専業農家	22	15	3	3	78.6	50.0	10.0	10.3
	第1種兼業農家	5	11	20	14	17.9	36.7	66.7	48.3
	第2種兼業農家	1	4	7	12	3.6	13.3	23.3	41.4

兼業に従事しているのである。

兼業の種類別では、第1種兼業、第2種兼業とも雇われ兼業が大半で、自営兼業は、第1種兼業では1番農家の長男が経営する鉄工所と19番農家が経営する鉢もの販売業、第2種兼業では23番農家の世帯主の母が経営する食料品店である。雇われ兼業の大半が恒常的職員勤務と恒常的賃労働で、ほかには人夫・日雇が第1種兼業の3分の1、4戸あるだけである。注目されるのは、東北地方に著しい出稼ぎ兼業が全くないことで、このことは西十日市部落が安定的な通勤兼業に深くとらえられた近郊農村化していることを示すと同時に、安定的な通勤兼業がある場合、そして安定的な通勤兼業によって地域の人夫・日雇の賃金水準が高い場合（八戸地区は青森県内でもっとも高い）、出稼ぎは回避されるものであることを示している。（表7）

表7　兼業者の世帯内地位別・種類別農家数(昭50)

			第1種兼業	第2種兼業
世帯内地位別		世帯主とあとつぎの兼業	−	2
		世帯主の兼業	2	5
		あとつぎの兼業	5	5
		その他の兼業	6	−
種類別	雇われ兼業	恒常的職員勤務	4	8
		恒常的賃労働	4	3
		出かせぎ	−	
		人夫・日雇	4	
		計	12	11
	自営兼業(うち人を雇うもの)		2(1)	1
	兼業総数		14	12

労働条件の比較的良好な安定的な恒常的な就業機会が広範に存在する場合、一方では出稼ぎのような異常な就業形態を回避させるが、他方では農業に対する態度をも変えている。すなわち、ある限りの土地を余すところなく利用しようとする傾向から、収益如何によっては耕作を放棄しても恒常的な職員勤務や賃労働を選択する傾向へと変化してきているのである。

4.　農業機械化と生産組織

農業機械化によって省力化を進めているが、いま、その代表的な動力耕うん機をみると、部落の29戸に43台、1戸当たり1台半の割合で、多い農家は乗用のトラクターのほかに2台も所有している。遊休化しているのもあれば、所要馬力数などに応じて使い分けしているのもある。しかし、この動力耕うん機を持たない農家も、零細規模層に4戸ある。乗用のトラクターが10台、畑作中心というのに田植機が2台、バインダーが7台も個人有ではいっており、ほかに共有の田植機1台、バインダー3台がある。(表8)

水田1ha前後のところに個人有の田植機がはいっていることが示しているように、かつての「生活改善モデル集落」も、共同意識は薄らぐばかりで、かろうじて巻うちの共同田植がいくらか残っている程度で、作業はますます個別化して行き、「作っているものも、作る時期も違ってくれば、共同のしようがない」という情況になっている。

こうして、農業機械化は、他の地区同様進行しているのであるが、この部落では、農業機械化によって浮いた労働力が兼業化するという、いわゆる「プッシュ・アウト」的情況にないことは、前述の遊休耕地の増大によって知られるところである。

5.　集約作物への転換

さきにも述べたように、小麦と大豆が中心の畑

表8　農業機械の所有と利用

	個人有	数戸の共有	借りて使用	委託作業	受託作業
動力耕うん機	43 台	戸	3 戸	3 戸	
トラクター	10				
動力噴霧機	22		5		
動力撒粉機	7	10	5	1	
動力脱穀機	17	3	2	1	
コンバイン(自脱)	1				
田植機	2	2		1	
バインダー	7	6	2	1	1

作地帯であったが、寒冷地稲作技術の確立とともに、造田稲作への転換も進んだが、八戸市の急速な人口膨脹による野菜需要の増大に触発されて、稲作を通り越してより集約的な野菜作に移ったといってよかろう。1戸平均46aもあった麦作は全廃、豆作も3分の1程度に減り、麦・豆につづくひえも全廃され、技術的にも経済的にも安定的ないねと野菜が各42a前後で二大作目となっている。元来集約的な野菜作はハウス栽培が普及して、ますます集約化し、収益的にも中心作目となっている。

高度に集約的な野菜作の場合、家族労働力でこなせる耕地規模は限局され、耕地の遊休化の大きな要因となっている。（表9、附表1）

表9　主要作目別作付面積の変化

	昭 30	昭 50	昭 30	昭 50
いね	1,282.3	1,210.0	42.7	41.7
小麦	1,280.8	0	42.7	0
その他の麦類	85.0	0	2.8	0
大豆	1,256.8	350.5	41.8	12.1
その他の豆類	160.0	185.0	5.3	6.4
ひえ	1,146.0	0	38.2	0
野菜	378.4	1,228.8	16.5	42.3
作付合計(その他を含む)	6,167.0	3,417.7	205.6	117.8

注．畜産は一時軽種馬が多くの農家で飼養されたが現在は1戸だけ、他に見るべき畜産なし。

6.　土地移動

(1)　昭和20～30年の土地移動と経営規模の変化

昭和20年から30年の間には、農地改革と食糧危機とその緩和といった大きな変化にもかかわらず、経営耕地面積の上での変化は少なく、30a以上の増減は1番および8番の農家において見られるだけであり、いずれも減少している。

1番農家の減少理由は次男の分家で、田畑80aが贈与されている。8番農家の減少理由は、地主に要求されて小作地の一部を返還したものである。

そして、この間に、29番および30番の農家が新設されているが、29番は1番農家の分家、30番は1番農家の当主の叔父で復員軍人であるが、5aを小作する兼業農家であり、あとつぎが市役所に勤務し、後に離農する。

したがって、この時期の農業経営規模の変化の特徴は、家父長制的家族制度と旧地主制に関連するものである。

(2)　昭和30～50年の土地移動と経営規模の変化

「高度経済成長」の20年間であるが、以前の10年間とは比較にならないほど、土地移動と経営耕地規模の変動が激しい。

経営耕地規模の変動の殆んどが縮小で、拡大は軽種用の牧草地拡大の29番農家と、原野を開墾し水田を買って拡大した22番農家だけである。この2戸とも75a以上150a未満であるが、経営耕地規模の縮小傾向は、大規模層ほど強く、300a以上は3戸全部、250～300a層は3戸中2戸、200～250a層は4戸中2戸、150～200a層は11戸中6戸までが縮小しており、50～150aの各層では拡大はあっても縮小はない。（附表2）

旧自小作別では、昭和20～50年の変動についてみると、旧地主2戸と旧小作農4戸はいずれも50a刻みの階層を2階層下降するが離農していて、もっとも不安定に見える。旧小自作農で階層間移動がないのは、3戸中1戸だけ、旧自小作農では10戸中5戸、旧自作農は9戸中6戸まで階層間移動がなく、もっとも安定しているかにみえる。

そこで、経営耕地規模変動の直接的要因となる土地移動についてみると、昭和30年から50年の間に30a以上縮小した農家13戸はすべて150a以上層であるが、縮小の中心は農地の潰廃で、農地のままの売却・贈与・借入地返還・貸付と続き、58件、1376.6a、1件当たり23.7a、1戸当たり105.9aの縮小である。これを相殺する増加要因の大半は貸付地引上げで、購入・借入・開こんと

続くが、全体で29件、459.6ａ、１件当たり15.8ａ、１戸当たり35.4ａである。したがって、縮小・増大要因の相殺結果としての30ａ以上、平均70.5ａの縮小なのである。

「昭和30～50年に規模不変または30ａ未満の増減のあった農家」11戸については、１戸が規模拡大、10戸が縮小であるが、縮小要因の首位は売却で、潰廃・借入地返還・贈与と続き、合計45件、704.9ａ、１件当たり15.7ａ、１戸当たり64.1ａの縮小である。増大要因の中心は購入で、つづいて貸付地引上・開こん・借入・その他の順となるが、合計28件、579.7ａ、１件当たり20.7ａ、１戸当たり52.7ａの増大である。これらの増減要因が相殺されて、１戸当たり11.4ａの縮小となっているのである。

30ａ以上の縮小農家群にしても、30ａ未満の縮小農家群にしても、大量の土地移動の結果としての30ａ以上の縮小であったり、30ａ未満の縮小であるわけで、30ａ未満の縮小または不変の農家群にしても、土地移動の合計は１戸当たり116.8ａと、１haをこえるのであり、従前にあっては考えられないような驚くべき移動量である。

（この土地移動について、高校・火葬場・河川改修等、公共用地への買収転用が「潰廃」の中心となって、大きな縮小要因となっており、主として農場となった市の農業センター用地については、農地転用をともなわない「売却」として処理したが、これを合わせると公共用地化による縮小は部落全体では752ａ、１戸平均26ａにもなり、一見偶然的条件の支配を思わせるが、部落全体の2082ａ、１戸平均69ａにのぼる縮小要因の合計面積と、前述の遊休耕地の広範な出現を合わせて考慮するならば、公共用地化は必然性の増幅として理解される。）

偶然的なはずの大量の公共用地化を含みながら、30ａ以上の縮小農家群の13戸がすべて昭和30年の経営耕地面積150ａ以上層であることは、反面150ａ未満層において、耕地の縮小を極力防止しようとする意向が強いことを意味し、さらには拡大志向となって前述の75ａから150ａの間にある２戸の30ａ以上の拡大に接続するのである。

むすび

青森県の南部畑作地帯の純農村であった西十日市部落は、工業都市八戸の発展の影響下、高度経済成長の期間に急速に変容して、安定的・恒常的な通勤兼業と野菜を基幹作目とする近郊農村となった。

粗放的畑作「大経営」からの集約的近郊野菜作経営への転換の矛盾を集中的に表現するのは、広範な遊休耕地の出現であり、このような遊休耕地の出現は土地移動を容易にする。

まず、自小作農と小自作農および小作農は、農業経営的観点からは、小作地を遊休化させて、これを返還するか地主の土地取上げに応ずることになる。マキ的・血縁的関係を利用して温存された小作地が大きく移動し、小作地の返還による消極的な自作農化が進み、これが経営耕地規模を零細化させ、旧自作農が規模変動に対して相対的な安定性を示す理由となっている。

つぎに、経営耕地面積規模による階層区分を無意味にする。経営耕地面積と作付面積とが大きく乖離し、その乖離が比例的でないからであり、導入されたハウス栽培の規模によっても野菜の種類によっても大きく異なる野菜作の集約度が生産規模を大きく左右するからである。

耕地面積上の余裕と安定的な恒常的勤務の豊富な就業機会の存在は、一方では異常な出稼ぎを排除し、他方では家族労作経営的オプティマム・スケールへの標準化を促進する。無理して出稼ぎする必要もなく、資本家的経営展開のためには労働

力需要の競合に堪えられないからである。

40a前後の稲作と80a前後の野菜作が、2人程度の家族労働力にとっては、一般的にいって、オプティマム・スケールのようで、多くの農家の作付面積が120a附近に収斂する傾向を示している（作付面積100～150a層が13戸）。

以上の過程の時代的性格変化を、土地移動個別的過程の中に、いみじくも体現しているのが、本部落最大の土地所有者であった11番農家である。

すなわち、昭和30年までに、農地改革の際、姉に名義変更して擬装していた（70aと自称）のを最終的に復旧して、農地改革関連事項は処理を完了する。35年までに家父長制下に抱えこんでいた傍系家族を分家させて、処理を終了する。40年代前半に公共用地の買収に応じて農地の売却処理を行なう。これに触発されるように40年代の後半から宅地転用の農地売却が進行するのである。

こうして、このマキのマキ頭としての11番農家は崩れて、僅かに25.7aの貸付地を残すだけとなり、146.9aを耕作する平均的な第1種兼業農家に転落したのである。そして、激しい農地移動における、農地価格については、純農地価格から公共用地買収価格を経て宅地価格へと上昇し、農家間における農地としての売買も、農業の収益還元価格としてではなく宅地価格が規準となってきた。すなわち、農地が農地としての意味よりも、将来宅地化されるべき財産としての意味を強めてきており、したがって、遊休耕地は財産として維持されていくのである。

現行の10a当たり1万円程度の小作料と300万円程度にまではね上がった地価との乖離・矛盾は、次第に顕在化しつつあり、マキ内では小作側の沈黙によって「平和的に」調整され、離作料なしに処理されているが、マキ外では離作料が必要で、

11番農家の土地処分（所有権の移動のみ）

処分年次	処分面積(a)	処分種類		
昭.20.11.23	695.6	総所有耕地面積		
	483.2	うち貸付面積		
昭.25	288.9	農地改革で買収され又は物納した面積	農地改革関連処理	
昭.30	22.7	擬装解除面積	農地改革関連処理	
昭.30	49.0	分家贈与（7番農家）	家父長制関係処理	農地のまま
昭.30	10.0	贈与（他部落に嫁した妹）	家父長制関係処理	農地のまま
昭.35	63.0	分家贈与（31番農家）	家父長制関係処理	農地のまま
昭.38	8.0	小作人に半分売却（8番農家）	小作関係処理	農地のまま
昭.38	8.3	売却　（22番農家）	小作関係処理	農地のまま
昭.41	26.4	八戸市農業センター用地	公共用地転用	
昭.44	37.0	八戸市商業高校用地	公共用地転用	
昭.47	5.0	売却（部落外商店）	宅地転用	
昭.49	32.6	売却	宅地転用	
昭.50	17.5	売却	宅地転用	
昭.50.12	172.6	総所有耕地面積		
	25.7	うち貸付面積		

小作地の半分を当該小作人に売ったが、他に売却した残りの半分に対しては離作料が請求され、簡易裁判所の調停によって、八戸市地域における標準的離作料として地価の3分の1の31万円が支払われたケースが現われているのである。（昭和38年の売買に際して）。

相続については、長子に限らない一子相続的意識が家族全体を支配しているが、農用地としての分家贈与から独立して「世帯を持つ」ときの家庭菜園つき宅地贈与へ、さらに宅地のみ贈与へと変化しつつあるが、この形態は遊休耕地の存在するうちは、継続するものと思われる。以上は、農業経営の分散零細化を防止して家を守ろうとする意識がなお強く働いていることからくるものと思われる。

（弘前大学農学部教授）

附表1　経営耕地面積の変化と作付面積の乖離

農家番号	昭20の自小作別	昭25の耕地	昭30の耕地	昭50の耕地	昭50の作付	昭50の作付率	遊休耕地
1	地　主	433.2 a	388.2 a	200.1 a	116.0 a	58.0 %	84.1 a
2	自　作	317.6	317.6	190.8	170.8	89.5	20.0
3	自　作	313.5	313.5	257.4	151.0	58.7	106.4
4	自　作	275.5	279.3	252.6	177.5	70.3	75.1
5	自　作	259.6	271.0	175.6	135.0	76.9	40.6
6	自小作	252.1	247.1	217.1	192.0	88.4	25.1
7	小　作	237.7	282.2	122.0	94.0	77.0	28.0
8	自小作	237.2	159.2	96.3	87.3	90.7	9.0
9	自　作	227.5	227.5	231.5	124.6	53.8	106.9
10	自小作	216.5	216.5	216.5	180.8	83.5	35.7
11	地　主	212.4	236.6	146.9	106.2	72.3	40.7
12	小自作	211.1	210.1	137.0	138.0	100.7	△ 1.0
13	自小作	203.1	210.1	194.2	131.3	67.6	62.9
14	自小作	202.6	195.1	138.6	88.0	63.5	50.6
15	自　作	196.3	196.3	161.2	157.3	97.6	3.9
16	自小作	181.7	193.9	192.5	140.0	72.7	52.5
17	自　作	182.5	193.9	190.9	132.9	69.6	58.0
18	自小作	180.2	181.8	171.0	105.0	61.4	66.0
19	自小作	165.4	165.1	164.0	123.5	75.3	40.5
20	自小作	164.4	193.7	142.5	130.0	91.2	12.5
21	自小作	160.3	165.9	120.5	120.5	100.0	0
22	小自作	148.5	148.5	171.0	161.0	94.2	10.0
23	自　作	130.1	130.1	114.4	91.1	79.6	23.3
24	自　作	89.7	89.7	75.7	53.4	70.5	22.3
25	小自作	68.0	58.0	60.7	60.7	100.0	0
26	小　作	50.8	43.6	25.0	25.0	100.0	0
27	小　作	20.0	25.0	離　農			
28	小　作	5.8	10.8	離　農			
29			80.0	115.0	115.0	100.0	0
30			5.0	離　農			
31				71.3	71.3	100.0	0
32				43.0	43.0	100.0	0

注1：昭.25、昭.30 は耕地面積と作付面積とはほとんど完全に一致。
　2：昭.25～30 の規模変動の小ささと昭.30～50 の変動の大きさに注意。

附表２　昭30～47年経営規模の変動の要因（増減のすべてを個票から転記して集計する）

昭30年の経営規模	増加要因												減少要因												
	貸付地引上げ		購入		開こん		被贈		借入れ		その他		借入地返還		売却		潰廃		贈与		貸付		その他		
	件数	面積	件数	面積 a	件数	面積 a	件数	面積 a	件数	面積 a	件数	面積 a	件数	面積 a	件数	面積 a	件数	面積 a	件数	面積 a	件数	面積 a	件数	面積 a	
(1) 昭30～47年に30 a以上規模拡大した農家																									
不耕作																									
30 a 未満																									
30 ～ 50																									
50 ～ 75																									
75 ～ 100									1	35.0															（1戸）
100 ～ 150																									
150 ～ 200																									
200 ～ 250																									
250 ～ 300																									
300 ～ 350																									
350 a 以上																									
計									1	35.0															（1戸）
(2) 昭30～47年に30 a以上規模縮小した農家（離農又は不耕作になったものを除く）																									
不耕作																									
30 a 未満																									
30 ～ 50																									
50 ～ 75																									
75 ～ 100																									
100 ～ 150																									
150 ～ 200			3	80.0	1	6.2			5	49.5			12	231.2	2	28.0	8	201.5	1	23.0					（7戸）
200 ～ 250	7	127.5													6	107.9	2	42.0	3	142.0	1	3.3			（1戸）
250 ～ 300	2	28.4	1	30.0											2	47.0	3	57.0	2	49.9					（2戸）
300 ～ 350	3	41.5													2	153.3	3	30.0	2	31.0	1	10.0			（2戸）
350 a 以上	7	96.5															3	93.0	1	50.0	4	76.5			（1戸）
計	19	293.9	4	110.0	1	6.2			5	49.5			12	231.2	12	336.2	19	423.5	9	295.9	6	89.8			（13戸）
(3) 昭30～47年に規模不変または30 a未満増減した農家（離村または不耕作になったものを除く）																									
不耕作																									
30 a 未満																									
30 ～ 50													1	33.2											（1戸）
50 ～ 75			1	33.0									3	17.0	1	10.0	1	3.3							（1戸）
75 ～ 100			1	15.0													3	29.0							（1戸）
100 ～ 150	2	51.8	4	68.5	1	21.3			1	16.3	1	30.0	2	48.9	3	66.6	5	66.5							（2戸）
150 ～ 200			6	76.2	1	48.3			1	40.0			6	87.5	3	55.0	5	37.9							（4戸）
200 ～ 250	3	39.3	1	42.0							1	14.0	1	5.0	3	71.3	3	84.0							（2戸）
250 ～ 300	4	84.1													4	84.1			1	26.7					（1戸）
300 ～ 350																									
350 a 以上																									
計	9	175.2	13	234.7	2	69.6			2	56.3	2	44.0	13	191.6	14	287.0	17	220.7	1	26.7					（11戸）
(4) 昭30～47年の間に新設された農家							2	121.0	1	3.3							1	10.0							（2戸）
(5) 昭30～47年の間に離村又は不耕作となった農家													3	35.0											（3戸）

注　減少要因のうち「潰廃」は自己転用・荒廃のほか、転用目的の返還・売却・贈与・貸付等を含む。他はすべて耕作目的（移動当時）とする。